四　人の健康を損なうおそれがあるものであるかどうかについては、ほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験並びに厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣がこれと同等以上のものとして別に定める試験

五　生活環境動植物（法第二条第二項第一号ロ⑵に規定する生活環境動植物をいう。次条において同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであるかどうかについては、藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験及び魚類急性毒性試験

（優先評価化学物質に係る有害性の調査）

**第五条**　法第十条第二項に規定する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査は、次のとおりとする。

一　継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるものであるかどうかについては、化学物質の慢性毒性、生殖能及び後世代に及ぼす影響、催奇形性、変異原性、がん原性、生体内運命又は薬理学的特性についての調査

二　継続的に摂取され、又はこれにさらされる場合には生活環境動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであるかどうかについては、藻類の生長に及ぼす影響、ミジンコの繁殖に及ぼす影響、魚類の初期生活段階における生息又は生育に及ぼす影響その他優先評価化学物質の環境における残留の状況からみて経済産業大臣及び環境大臣が特に必要があると認める生活環境動植物の生息又は生育に及ぼす影響についての調査

（監視化学物質に係る有害性の調査）

**第六条**　法第十四条第一項に規定する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査は、次のとおりとする。

一　継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるものであるかどうかについては、化学物質の慢性毒性、生殖能及び後世代に及ぼす影響、催奇形性、変異原性、がん原性、生体内運命又は薬理学的特性についての調査

二　継続的に摂取される場合には高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであるかどうかについては、ほ乳類の生殖能及び後世代に及ぼす影響又は鳥類の繁殖に及ぼす影響についての調査

（試験施設等）

**第七条**　第一条から第四条までの試験は、試験成績の信頼性を確保するために必要な施設、機器、職員等を有し、かつ、適正に運営管理されていると認められる試験施設等において実施されなければならない。

2　前項の規定は、第一条第一項第一号及び第三条第一項の知見を得るために行われた試験並びに第五条及び前条の調査のための試験について準用する。

**附　則**

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

## ○農林水産省令第二十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第九条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　ガンマ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン（別名リンデン）

第九号中「ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇二、六・〇三、九・〇四、八］デカン」を「ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇二、六・〇三、九・〇四、八］デカン」に改め、第二十一号の次に次の五号を加える。

二十二　二・二・二―トリクロロ―一・一―ビス（四―クロロフェニル）エタノール（別名ケルセン又はジコホール）

二十三　ペンタクロロベンゼン

二十四　アルファ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン

二十五　ベータ―一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン

二十六　デカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇二、六・〇三、九・〇四、八］デカン―五―オン（別名クロルデコン）

**附　則**

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

## ○農林水産省令第二十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第七項、第五条第一項及び第二十一条第三項の規定に基づき、種苗法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

種苗法施行規則の一部を改正する省令

種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一アカリファ　カメドリィフォリアの項中「Acalypha chamaedrifolia (Lam.) Mull. Arg.」に改め、同表アクティノツスの項中「Actinotus」を「Actinotus Labill.」に改め、同表らっきょうの項中「Allium chinense G. Don × Allium virgunculase F. Maek. & kitam. var. kiense Murata」を「Allium chinense G. Don × Allium virgunculae F. Maek. & Kitam.」に改め、同表おおばなおけらの項中「Atractylodes macrocephala Koidz」を「Atractylodes macrocephala Koidz.」に改め、同表きくらげの項中「Auricularia auricula-judae (Fr.) Quel」を「Auricularia auricula-judae (Fr.) Quel.」に改め、同表とっくりらんの項中「草花」を「観賞樹」に改め、同表ケールの項中「Brassica oleracea L. convar. acephala (DC) Alef. var. sabellica L.」を「Brassica oleracea L. convar. acephala (DC.) Alef. var. sabellica L.」に改め、同表飼料用ケールの項中「Brassica oleracea L. convar. acephala (DC) Alef. var. viridis L.」を「Brassica oleracea L. convar. acephala (DC.) Alef. var. viridis L.」に改め、同表在来なたね（はくさい及びかぶを除く。）の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| アブラナ（在来なたね（はくさい及びかぶを除く。）） | Brassica rapa L. | 野菜 |

別表第一とうがらしの項中「Capsicum chinense Jacq」を「Capsicum chinense Jacq.」に改め、同表だんぎく（かりがねそう）の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| だんぎく（かりがねそう） | Caryopteris incana (Thunb. ex Houtt.) Miq. | 草花 |
| | Caryopteris × clandonensis N. W. Simmonds ex Rehder | 草花 |

別表第一いとすぎの項中「Cupressus sempervirens L.」を「Cupressus L.」に改め、同表オーチャードグラスの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| デロスペルマ | Delosperma N. E. Br. | 観賞樹 |

別表第一デルヒニウムの項中「Consolida」を「Consolida Gray」に改め、同表ディアネラの項中「Dianella」を「Dianella Lam. ex Juss.」に改め、同表トルコぎきょうの項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| トルコぎきょう | Eustoma grandiflorum (Raf.) Shinners［Eustoma exaltatum subsp. russellianum (Hook.) Kartesz］［Eustoma russellianum (Hook.) G. Don］ | 草花 |

別表第一フリージア　ラクサ（旧ラペルージア　ラクサ）の項中「［Lapeirousia laxa (Thunb.) N. E. Br.］」を削り、同表グロキシニア　シルバティカの項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| グレコマ　ヘデラケア | Glechoma hederacea L. | 草花 |